

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問（情）第181号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年4月8日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「文書発送簿の記述において、文書番号が砂防第41号で発送年月日が平成16年1月26日、受信者名が広島県東広島地域事務所長で標題が『審査請求に対する再反論書の送付及び再々弁明書の提出依頼』となっている事実を踏まえ、当該文書に係る起案文書や受信者側から提出された文書（ただし、審査請求人から審査庁に提出された文書の写しの交付は不要。）」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求に係る行政文書のうち、「当該文書に係る起案文書」について、「平成16年1月26日付け指令砂防第41号『再々弁明書の提出依頼』（以下「本件依頼文書」という。）の起案文書」を対象文書として特定して行政文書部分開示決定を行い、また、「受信者側から提出された文書」について、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、それぞれ平成16年4月22日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年6月13日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

平成16年5月8日付け再審査請求書の「再審査請求の趣旨及び理由」の8ページにも記載したとおり、従来から処分庁（東広島地域事務所建設局竹原支局）と審査庁（広島県土木建築部河川砂防総室砂防室）との間には、双方の担当者同

士の打合せや審査庁からの指示があったという事実が把握されている。

また、本件請求の行政文書開示請求書に記載したとおり、受信者（処分庁）側から提出された文書又は処分庁側の意思を明示した聞き取り報告書等は当然に存在すると思料されるにもかかわらず、審査請求人に対して何の通知もしなかったのは、行政不服審査法第22条第3項に違反するという重大な疑義がある。

理由説明書によれば、「3 処分の理由」の（3）の中で、「処分庁からは、期限を経過しても再々弁明書の提出はなかったため、再々弁明の必要はないと処分庁が判断したものとして、審査庁は、その提出を処分庁に促すことは行わなかった。」と明記している。

この「処分庁が判断したものとして」という記述は、「審査庁は、処分庁の意思を聴取していない」ということを明示したものであり、まるで他人事であるかのような説明をもって、真実の文書を不開示としたものと思料される。審査庁は、平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号による不許可処分を裁量権の濫用をもって強行した当初から、処分庁との間で緊密な連絡協調体制をとっており、本件請求の対象とした「再々弁明に関する処分庁側の意思を明示した聞き取り報告書等」は、必ず作成されていると考えられる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件審査請求の手續において、処分庁からは、平成15年9月12日付け東広建竹第51号により弁明書が、平成15年12月10日付けで東広建竹第236号により再弁明書が提出されており、これらの副本は、審査請求人へ平成15年9月22日付け砂防第14号及び平成15年12月19日付け砂防第29号で送付されている。

審査庁は、審査請求人から平成16年1月8日付けで再弁明書に対する再反論書が提出されたのを受け、処分庁に対して本件依頼文書で、再反論書を送付するとともに、再々弁明が必要と思われる場合には、再々弁明書正副2通を、要求書到達の翌日から起算して10日以内に審査庁に提出するよう求めた。しかし、処分庁からは、期限を経過しても再々弁明書の提出はなかったため、再々弁明の必要はないと処分庁が判断したものとして、審査庁は、その提出を処分庁に促すことは行わなかった。

このように、本件審査請求の手續において、処分庁からは再々弁明書の提出はなかったため、審査請求人に対して送付していないものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

実施機関によれば、東広島地域事務所長（以下「処分庁」という。）が平成15年7月7日付けで行った、異議申立人の関係者による砂防指定地内における制限行為の実施及び砂防設備の占用並びに普通河川等土木工事の許可申請に対する不許可処分を不服として、審査庁である実施機関（以下「審査庁」という。）

に対し、当該関係者の代理人として異議申立人から審査請求（以下「本件審査請求」という。）が行われたということであった。

本件審査請求の審理の過程で、審査請求人である異議申立人（以下「審査請求人」という。）は、審査庁が処分庁に対して発出した本件依頼文書が存在することを「平成 16 年 4 月 7 日の開示（閲覧）において初めて知った」として、本件請求を行ったものである。

これに対して実施機関は、本件請求に係る行政文書のうち「受信者側から提出された文書」について、作成又は取得していないため、本件処分を行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

当審査会において、本件審査請求に関する一連の事務手続の中で、審査庁から処分庁に対して発出された文書を見分したところ、本件依頼文書には、審査請求人から再反論書が提出された旨の記載とともに、「これに対する再々弁明が必要と思われる場合には、」と記載されていることを確認した。

このほか、本件依頼文書に先立って、平成 15 年 8 月 14 日付けで弁明書の提出を依頼した文書（以下「弁明書の提出要求書」という。）には、「審査請求に対する弁明書正副 2 通を、（中略）要求します。」と記載され、弁明書作成の際に参照すべき様式が添付されていた。

次いで、平成 15 年 11 月 19 日付けで再弁明書の提出を依頼した文書（以下「再弁明書の提出要求書」という。）には、処分庁の弁明書に対して審査請求人から反論書が提出された旨の記載とともに、反論書の中で、審査請求人が処分庁の行った不許可処分の審査方法・基準が不十分な弁明内容であると述べていることに対して弁明するよう求めている旨の記載を確認した。

審査庁が本件審査請求を審理するために、弁明書の提出要求書及び再弁明書の提出要求書によって処分庁の弁明を求めているのに対し、本件依頼文書の記載の内容からすると、再々弁明書の提出は必要不可欠であるとまでは考えておらず、再々弁明書を提出するかどうかは処分庁の判断に委ねていたものと推測される。そうすると、期限を経過しても処分庁から再々弁明書が提出されなかったことから、処分庁が再々弁明の必要がないと判断したものとして、審査庁が提出を促すことはしなかったという実施機関の説明は不自然ではない。

他方、異議申立人は、「処分庁側の意思を明示した聞取り報告書等は当然に存在すると思料される。」とも主張しており、仮に、審査庁が処分庁の意思を聞き取った報告書等が存在すれば、本件請求に係る行政文書のうち、「受信者側から提出された文書」に該当するとも解されるため、実施機関に確認したところ、そのような報告書等は作成しておらず、文書は存在しないとのことであった。

また、当審査会で平成 16 年 4 月 8 日付けの本件審査請求の裁決書を見分したところ、審査請求書、弁明書、反論書、再弁明書及び再反論書以外に、再々弁明書の存在をうかがわせるような記載は確認できなかった。

そうすると、審査庁が処分庁の意思を聞き取った報告書等を作成又は取得して

いないという実施機関の説明は不自然ではない。

なお、異議申立人は、実施機関が行政不服審査法第 22 条第 3 項に違反している疑義があると主張するため、本件処分時における同条項を当審査会で確認したところ、処分庁から弁明書の提出があったときは、審査庁はその副本を審査請求人に送付しなければならない旨規定されていたが、本件審査請求において処分庁から再々弁明書が提出されていなければ、審査庁が審査請求人に送付しないのは当然のことである。

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 12. 26	・ 諮問を受けた。
18. 1. 5	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 1. 12	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 2. 6	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 4. 3	・ 異議申立人から意見書を収受した。
19. 4. 6	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
29. 3. 30 (平成 28 年度第 12 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 4. 25 (平成 29 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 5. 30 (平成 29 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 （ 部 会 長 ）	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授